

問い合わせ情報処理規則（案）

1. 目的

羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体（以下、「D滑走路J V」と言う。）および羽田空港山砂納入安全協議会（以下、「協議会」と言う。）は、羽田再拡張D滑走路建設工事の山砂運搬に係る問い合わせに対し、公正かつ迅速で透明性の高い解決を図ると共に、地域住民等に対する信頼を確保することを目的とする。

2. 組織

D滑走路J Vおよび協議会は、「羽田空港山砂相談窓口」（以下、「窓口」と言う。）を設け、地域住民等からの問い合わせを受け付ける。

所在地 木更津市潮見4丁目18番8号
電話番号 0438-37-2211 FAX 0438-37-5511

3. 対象の範囲

対象の範囲は、羽田再拡張D滑走路建設工事の山砂運搬に係るものうち、山砂採取場からストックヤードへの運搬及び仮置、岸壁における土砂運搬船への積込までとする。

4. 窓口の業務

窓口は、地域住民等からの問い合わせを受けた場合は、その事情を充分に聴取し、事実関係を調査・確認するとともに、必要に応じて関係機関・関係団体と連携、調整を図りつつその処理にあたる。

5. 連絡会との連携

問い合わせ情報の処理結果については、羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会（以下、「連絡会」と言う。）に報告する。なお、問い合わせ情報の内容が重大な場合は、連絡会と協議しその解決に努める。

6. 記録の保存

窓口は、問い合わせの受付状況及び処理結果を記録して、工事期間中はこれを保存する。